

技術実績評価型総合評価方式 (試行)

公表事項

工事件名：(仮称) カームスト大蔵の杜（第2期）
建築及びその他工事

令和7年10月

東京都住宅供給公社

1 技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。

2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札に参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「5 技術点の評価項目」及び「6 技術点の評価方法」のとおり作成する。

① 技術点申告書（様式1）

② 6（2）に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む）の写し

③ 配置予定技術者の保有資格者証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料

④ 配置予定技術者の雇用確認書類の写し

※配置予定技術者が参加申込み提出の時点で40歳以下の場合又は女性である場合は、雇用確認書類に加え生年月日又は女性であることを証明できる資料の写し

⑤ 上記①の根拠資料として、

ア 「企業の同種工事等の実績」根拠資料

イ 「企業の優良工事表彰の実績」根拠資料

ウ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」根拠資料

エ 「配置予定技術者の優良工事の実績」根拠資料

オ 「事故及び不誠実な行為の有無」根拠資料

カ 「地域における実績」根拠資料

キ 「災害協定等の締結の有無」根拠資料

ク 「環境への配慮実績」根拠資料

ケ 「雇用・就業への配慮実績」根拠資料

コ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」根拠資料

サ 「女性活躍推進の実績」根拠資料

シ 「都内中小企業との共同企業体結成の有無」根拠資料（参加者が単体の場合は提出不要）

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者については、入札参加を認めない。

また、参加者が共同企業体の場合は、構成員全ての②の資料を提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、7（1）により、参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、①から⑤までのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

（1）技術実績評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行

う。

- (2) 技術提案・交渉方式による交渉後の最終見積書の価格（以下「見積価格」という。）が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

4 価格点の評価方法

- (1) 価格点の評価は、次のとおりとする。

$$\text{価格点} = (\text{式①} \times 0.13 + \text{式②} \times 0.87)$$

「見積価格 $\geq$ 基準価格」の場合

$$\text{式①} = 30 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{見積価格}}{\text{予定価格} - \text{最低見積価格}} + \frac{\text{最低見積価格}}{\text{見積価格}} \right) \times \frac{1}{2}$$

$$\text{式②} = 30 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{見積価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}} + \frac{\text{基準価格}}{\text{見積価格}} \right) \times \frac{1}{2}$$

「基準価格 $>$ 見積価格 $\geq$ 特別基準価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 30 \times \left(\frac{\text{見積価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right)$$

「特別基準価格 $>$ 見積価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 0$$

※ 式①及び式②の上限は30点とする。

※ 最低見積価格は、基準価格を下回る場合は、基準価格とする。

※ 最低見積価格と予定価格が同額の場合は、式①は30点とする。

※ 式①及び式②は端数処理を行わず、価格点の小数点以下については、参加者の間で評価の差異として反映されるまで算定する。

※ 上記の価格は全て消費税額を除いた額とする。

- (2) 基準価格及び特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあっては 2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たな

い場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.3/10 を超える場合にあっては予定価格（税抜）の 9.3/10 とする。

《基準価格の算定式》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68$$

《特別基準価格の算定式》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

《端数処理》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ・①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- ・基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。
また、予定価格（税抜）の 9.3/10 を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。

5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績又は仕事と家庭の両立支援配慮実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で 0.5 点を上限とする。また、技術点の上限は 30 点とする。

	評価項目	評価点	満点	備考
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	28
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15	
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2	
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3	
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3	
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-3	-3
	地域における実績	地域における実績点	1	2
	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5	
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業の実績点	0.5	
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点	0.5	0.5
		女性活躍に係る行動計画策定の実績点	0.25	
	都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1	1

6 技術点の評価方法

(1) 「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は2点満点とし、参加者のうち当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「参加者」という。）が、基準日（注）の5年前の日から起算して5年の間に完了した1件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は2点、データにより類似工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

企業の実績	企業の実績点
同種工事が1件以上あり	2点
類似工事が1件以上あり	1点
なし	0点

同種工事及び類似工事は次のとおりとする。

同種工事：建築

〔工種〕建築工事一式 〔工法〕建築一式工

〔工種〕共同住宅、寄宿舎

〔規模〕延床面積（1事業当たり） 10,000 m²以上

類似工事：建築

〔工種〕建築工事一式 〔工法〕建築一式工

〔工種〕共同住宅、寄宿舎

〔規模〕延床面積（1事業当たり） 5,000 m²以上

なお、参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）として実施した案件に限るものとする。

（注）「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

(2) 「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（公社又は東京都（官公庁、地方住宅供給公社、都市再生機構を含み。以下、同じ）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次のとおりとする。公社発注工事以外は、算定の根拠資料として評定点を確認できる資料を提出する。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評定点
0点以上 40点未満	0点
40点以上 60点未満	1点
60点以上 62.5点未満	3点
62.5点以上 65点未満	5点
65点以上 66.5点未満	7点
66.5点以上 68点未満	8点
68点以上 69.5点未満	9点

69.5 点以上 71 点未満	10 点
71 点以上 72.5 点未満	11 点
72.5 点以上 75 点未満	12 点
75 点以上 77.5 点未満	13 点
77.5 点以上 80 点未満	14 点
80 点以上 100 点以下	15 点

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てて小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合（0件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、本工事と同一の業種の工事とする。

参加者が共同企業体の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

なお、技術点申告書提出時点で構成員ごとの出資割合が不明な場合は、次のとおり算定する。

- ・ 特定建設共同企業体（甲型） 2者構成 代表者70%、第2構成員30%
- ・ 特定建設共同企業体（甲型） 3者構成 代表者60%、第2・3構成員20%
- ・ 異業種特定建設共同企業体（乙型） 建築（代表者のみ）

(3) 「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、参加者が、参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間（すなわち前年度を含む過去5か年度）に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1件以上あり	2点
なし	0点

優良工事として表彰された実績は、公社又は東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料1による。

また、算定の根拠資料として、賞状等の書状の写しを提出する。

なお、参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(4) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合に3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとされた者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとされた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条

第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。)の場合は1点とする。

一級技術者、二級技術者及びその他技術者は次のとおりとする。

一級技術者：1級建築施工管理技士

二級技術者：2級建築施工管理技士

その他の技術者：法第7条2号イ該当、法第7号第2号ロ該当、法第15条第2号ハ該当

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一級技術者	3点
二級技術者	2点
その他の技術者	1点

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(5)「配置予定技術者の実績点」の算定方法

配置予定技術者の実績点は、3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、コリンズにおける竣工登録を経て発効された登録内容確認書の技術データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は1点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。ただし、配置予定技術者が参加申込みの提出時点において、40歳以下の場合又は配置予定技術者が女性の場合は、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に2点、それ以外の場合に1点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に2.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1.5点、それ以外の場合に1点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が係わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点	配置予定技術者が40歳以下又は女性の場合の実績点
監理技術者（同種工事）	3点	3点
主任技術者又は現場代理人（同種工事）	1点	2点
監理技術者（類似工事）	1.5点	2.5点
主任技術者又は現場代理人（類似工事）	0.5点	1.5点
なし	0点	1点

同種工事及び類似工事は、6（1）において規定する内容と同じとする。

なお、参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(6)「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合には3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合には2点、それ以外の場合には0点とする。

配置予定技術者が管理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80点以上	3点
75点以上80点未満	2点
75点未満	0点

配置予定技術者における過去の工事成績評定の実績の根拠を示す資料として、工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出すること。

ただし、工事成績通知書に配置予定技術者の名前が記載されていない場合は、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できる書類（コリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）等）の写しを提出する。

なお、参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7)「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）又は東京都住宅供給公社競争入札参加登録有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止を受けている場合は－3点とする。このとき、参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは－3点とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為による評価は行わないこととする（事故及び不誠実な行為はなしとする）。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あり	－3点
なし	0点

算定の根拠資料として、東京都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、指名停止通知書の写しの提出は不要とする。なお、参加者が共同企業体の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(8)「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合には0点とする。

地域における実績	地域における実績点
1 件以上あり	1 点
なし	0 点

本工事の施工場所の属する区及びそれに隣接する区市は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：世田谷区

隣接する区市町村：目黒区、大田区、渋谷区、杉並区、三鷹市、調布市、狛江市

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書等の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。ただし、公社発注工事は、根拠資料に提出は不要とする。

なお、参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「災害協定締結の実績点」の算定方法

「災害協定締結の実績点」は 1 点満点とし、参加者が参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を 1 件以上締結している場合又は参加者が加入している団体が、参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を 1 件以上締結している場合は 1 点、それ以外の場合は 0 点とする。

災害協定締結の有無	災害協定締結の実績点
1 件以上あり	1 点
なし	0 点

また、算定の根拠資料として、コリンズで確認できない場合は、該当する災害協定に係る協定書等の写しを提出する。

(10) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は 0.5 点満点とし、参加者が、参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証又は建築物等による二酸化炭素貯蔵量認証に認定された実績を 1 件以上有する場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。または、参加者が、競争入札参加申込みの時点において、SBT 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定を受けている場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
あり	0.5 点
なし	0 点

算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写し又は SBT 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定取得を証明できる書類の写しを提出する。

なお、参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11) 「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は 0.5 点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある参加者が、申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が当該案件の申込締切時点における法定雇用率を上回る場合は 0.5 点、それ

以外の場合は0点とする。

このほか、当該報告義務がない参加者が、参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

加対象となる障害者は、参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る （法による報告義務有の場合）	0.5点
1名もしくは2名以上の雇用あり （法による報告義務無の場合）	
なし	0点

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある参加者については、参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書等の写し（受付印が無い場合は受付されたことが確認できる資料の写し）、当報告義務がない参加者については、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12)「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業の実績点」の算定方法

「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業の実績点」は0.5点満点とし、参加者が、参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 認定実績の有無	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 認定の実績点
あり	0.5点
なし	0点

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。
 なお、参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13) 「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」の算定方法

「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」は 0.5 点満点とし、参加者が、参加申込み受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞、優秀賞又は特別賞を受賞した実績を 1 件以上有する場合又は参加者が、参加申込みの提出時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）第 9 条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

「女性活躍推進大賞」又は「えるぼし認定」 の実績の有無	「女性活躍推進大賞」又は 「えるぼし認定」の実績点
あり	0.5 点
なし	0 点

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状又は女性活躍推進法第 9 条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しを提出する。

なお、参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(14) 「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」の算定方法

「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」は 0.25 点満点とし、参加者が、参加申込み受付期間の末日の 2 年前の日から起算して 2 年の間に、参加者が女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を新たに策定したとして各労働局宛てに届け出た場合は 0.25 点、それ以外の場合は 0 点とする。

女性活躍に係る行動計画策定の実績の有無	女性活躍に係る行動計画策定の実績点
あり	0.25 点
なし	0 点

また、算定の根拠資料として、女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定したとして各労働局宛てに届け出た一般事業主行動計画策定届（受付印を有するもの）の写し（受付印がない場合は受付されたことが確認できる資料の写し）を提出する。

なお、参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(15) 「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」の算定方法

「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」は 1 点満点とし、当該発注工事において参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 97 号）第 2 条第 1 項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が 20% 以上である場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。

都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との 共同企業体結成の実績点
あり	1 点
なし	0 点

また、算定の根拠資料として、公社発注案件以外は、入札参加資格申請受付票及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出する。

7 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

8 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に参加者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。

巻末資料 1

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

表彰状類の名称	根拠となる要綱類の名称	授与者
公社		
賞状	工事等成績評定要綱	理事長
東京都		
賞状	財務局優良工事等表彰要綱	局長
賞状	財務局建築保全部低炭素化等優良工事表彰要綱	建設保全部長
賞状	都市整備局優良工事等局長賞贈呈要綱	局長
感謝状	都市整備局優良工事等事務所長賞等贈呈要綱	所長
賞状	住宅政策本部優良工事等本部長賞贈呈要綱	本部長
感謝状	住宅政策本部優良工事等都営住宅経営部長賞等贈呈要綱	都営住宅経営 部長
感謝状	住宅政策本部優良工事等事務所長賞等贈呈要綱	所長
賞状	産業労働局農林水産部森林土木優良工事等公表要綱	農林水産部長
賞状	建設局優良工事等公表要綱	局長
賞状	建設局事務所長優良工事等公表要綱	所長
賞状	建設局災害復旧等功労者公表要綱	局長
賞状	港湾局優良工事等公表要綱	局長
感謝状	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領及び同細則	建設工務部長
表彰状	東京都水道局優良工事等公表要綱	局長
		部長、所長
賞状	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱	局長
感謝状	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱	局長

※ 上記の表彰制度について、要綱類が改正されたことにより、改正前の要綱類からその名称等が変更となっているものについては、改正前の要綱類により表彰された場合であっても、上記表彰制度により表彰されたものとみなす。

※ 授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

巻末資料 2

対象期間一覧表（令和 7 年度）

令和7年度 公表開始日	令和7年度 基準日	対象項目		対象期間
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の 施工能力	同種工事の実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
			過去の工事成績評定	令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
			優良工事表彰の実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
		配置予定技術者 の能力	同種工事の実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
			優良工事表彰の実績	令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
		地域における実績		令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
		環境への配慮実績		令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		
		女性活躍推進の実績		
7月1日から 9月30日	7月1日	企業の 施工能力	同種工事の実績	令和2年7月1日から令和7年6月30日まで
			過去の工事成績評定	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
			優良工事表彰の実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
		配置予定技術者 の能力	同種工事の実績	令和2年7月1日から令和7年6月30日まで
			優良工事表彰の実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		令和4年7月1日から令和7年6月30日まで
		地域における実績		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
		環境への配慮実績		令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		
		女性活躍推進の実績		
10月1日から 12月31日	10月1日	企業の 施工能力	同種工事の実績	令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
			過去の工事成績評定	令和2年7月1日から令和7年6月30日まで
			優良工事表彰の実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
		配置予定技術者 の能力	同種工事の実績	令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
			優良工事表彰の実績	令和2年7月1日から令和7年6月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		令和4年10月1日から令和7年9月30日まで
		地域における実績		令和4年7月1日から令和7年6月30日まで
		環境への配慮実績		令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		
		女性活躍推進の実績		
1月1日から 3月31日	1月1日	企業の 施工能力	同種工事の実績	令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
			過去の工事成績評定	令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
			優良工事表彰の実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
		配置予定技術者 の能力	同種工事の実績	令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
			優良工事表彰の実績	令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		令和5年1月1日から令和7年12月31日まで
		地域における実績		令和4年10月1日から令和7年9月30日まで
		環境への配慮実績		令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		
		女性活躍推進の実績		